

認可外保育施設利用者補助事業について概略 [未定稿・取扱注意]

芦屋市では、認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所の入所を希望しながら、認可外保育施設を利用している児童の保護者に対して、保護者の負担を軽減するため、平成30年4月から平成34年3月までの間、保育料の一部補助を実施する予定です。

★補助対象者について

保育所等入所申込者で、認可外保育施設（県等へ届出している、市内・外問わず）を利用する児童であり、以下の①～⑦のすべてに該当する方が補助対象となります。

- | |
|--|
| ① 芦屋市内に在住している（住民登録している）こと |
| ② 平成30年4月1日時点で、満2歳以下であること |
| ③ 子ども・子育て支援制度における3号認定を受けていて、かつ補助対象月の初日現在において、市内の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所を2施設以上希望し、入所待ちをしていること |
| ④ 保護者が育休中でないこと。また、求職中でないこと |
| ⑤ 補助対象月の初日に当該施設に在籍していること |
| ⑥ 当該施設と月64時間以上の月極契約をしていること |
| ⑦ 当該施設の保育料及び市税を滞納していないこと |

★補助金額などについて

- 補助対象経費は対象施設に納付している保育料（利用料）のみが対象。
（給食やおやつ代、延長保育料等、その他諸費用については補助対象外）

★補助金額と算定方法

- 補助金は月額により算定し、保護者が負担した対象経費と補助対象児童が認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所に入所した場合の保育料（月額相当額）との差額の1/2（上限2万円・1000円未満切捨て）

★申請方法等

- 必要書類を整え下記の受付期間に提出してください。

	利用月	申請受付期間	振込月（予定）
第1期	平成30年4月分～平成30年8月分まで	平成30年9月3日～28日まで	平成30年10月下旬
第2期	平成30年9月分～平成31年3月分まで	平成31年3月1日～29日まで	平成31年4月下旬